

国不専建第45号  
令和5年12月20日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長  
(公印省略)

令和6年度優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者の推薦について（依頼）

国土交通省では、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事されている方々に誇りと意欲をもっていただくとともに、その社会的評価・地位の向上を図ることを目的として、特に優秀な技術・技能を有し、後進の指導・育成等に多大な貢献をされている建設技能者の方々を対象として、平成4年度より毎年「優秀施工者国土交通大臣顕彰」（建設マスター）を実施しています。

令和6年度においても、本顕彰を実施しますので、別記留意事項等をご参照の上、候補者を推薦していただきますようお願いいたします。

国土交通省では関係団体とともに、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定するなど、女性が働きつづけられる建設産業を目指し取組を進めています。建設産業への女性の入職・定着促進の観点からも、女性技能者の積極的な推薦をお願いいたします。

また、本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えており、選定に当たりましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課  
専門工事業・建設関連業振興室業務係

岩船 [iwafune-s8910@mlit.go.jp](mailto:iwafune-s8910@mlit.go.jp)

三木 [miki-k267@mlit.go.jp](mailto:miki-k267@mlit.go.jp)

TEL 03-5253-8111（内線 24814、24844）

## 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）

- 「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰するもの。
- 「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的とする。

### <制度概要>

- 対象  
建設現場において工事施工に直接従事している個人
- 要件
  - ①建設現場業務に20年以上直接従事
  - ②年齢40歳以上65歳以下  
(相当の理由がある場合に限り、35歳以上40歳未満及び66歳以上の方も対象)
  - ③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

### ○顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

### ○選考方法

都道府県知事、建設業者団体の長又は地方整備局長等からの推薦を受けた方を審査委員会において選考

### <被顕彰者数>

- 合計人数  
12,412人（平成4年度～令和5年度）
- 直近3年間  
459人（第32回・令和5年度）  
487人（第31回・令和4年度）  
482人（第30回・令和3年度）

## 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）

- 技術・技能が優秀であり、将来一層の活躍が期待される方を不動産・建設経済局長が顕彰するもの。
- 建設マスターに達するまでの技能の向上のインセンティブを与えると同時に、建設技能者のキャリアアップステージの強化を図ることを目的とする。

### <制度概要>

- 対象  
建設現場において工事施工に直接従事している個人
- 要件
  - ①建設現場業務に10年以上直接従事
  - ②年齢39歳以下  
(相当の理由がある場合に限り、40歳以上の方も対象)
  - ③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

### ○顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③将来その活躍が一層期待されること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

### ○選考方法

建設業者団体の長からの推薦を受けた方を審査委員会において選考

### <被顕彰者数>

- 合計人数  
982人（平成27年度～令和5年度）  
※ジュニアマスターは平成27年度に新設
- 直近3年間  
121人（第9回・令和5年度）  
106人（第8回・令和4年度）  
116人（第7回・令和3年度）

## 優秀施工者国土交通大臣顕彰要領

### (目的)

- 第一 優れた建設現場従業者を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

### (顕彰の対象)

- 第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が20年以上の者
  - 二 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合限り、対象とする。
  - 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

### (顕彰基準)

- 第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 技術・技能が優秀である者
  - 二 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者かつ建設工事に相当の実績のある者
  - 三 後進の指導・育成に努めている者
  - 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
  - 五 他の建設現場従業者の模範である者

### (顕彰の方法)

- 第四 顕彰は、国土交通大臣が顕彰を受ける者に対して顕彰状及び徽章を授与して行う。

### (顕彰の実施)

- 第五 顕彰は、毎年一回行う。

### (被顕彰者の決定)

- 第六 被顕彰候補者は、都道府県知事、建設業者団体の長及び地方整備局長等が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。
- 2 国土交通大臣は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。
  - 3 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会については別に定めるところによる。

### (欠格等)

- 第七 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以

下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。

2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

3 既に叙勲、褒章又は国土交通大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。

(その他)

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、不動産・建設経済局長が定める。

附 則

この要領は、平成4年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(別記1)

## 候補者の推薦に当たっての留意事項 (建設マスター)

### 1 顕彰の対象となる者について

次の(1)から(6)の要件のうち1つでも満たしていない候補者は、本顕彰の対象となりませんので、候補者の選定に当たって十分ご注意ください。

(1) 建設現場業務に直接従事している期間(産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた経験のある者については、当該休業をした期間を含む。)が20年以上の者

- ・基準日：令和6年10月1日時点
- ・1年に満たない端数月は切り捨てる。  
(したがって、少なくとも平成16年10月1日以前から建設現場業務に直接従事していた者であることが必要です。)

(注) 1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。

2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

(顕彰の対象外となる者の例)

- ・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等(現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等)として施工管理業務のみ(工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等)や設計業務のみに従事していると認められる者

(注2) 建設現場業務に直接従事した経験のある者が、産前産後休業、育児休業又は介護休業をした場合は、当該産前産後休業期間、育児休業期間、

介護休業期間を現場業務従事期間に含めて算出してください。

なお、産前産後休業、育児休業、介護休業をした期間を現場業務従事期間に含めるためには、雇用主の証明（様式自由）が必要です。

- ・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）
- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

(2) 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。

- ・ 基準日：令和6年10月1日時点（満年齢）

年齢40歳以上65歳以下の者の生年月日			
自	昭和33年10月2日	至	昭和59年10月1日
年齢35歳以上40歳未満の生年月日			
自	昭和59年10月2日	至	平成元年10月1日

- ・ 35歳以上40歳未満及び66歳以上の者については、技術・技能が特に顕著である等相当の理由がある場合に限り対象となります。また、66歳以上の者について、推薦数は原則1名が限度です。

- ・ 基準日において技能者として活躍されている方（現役）が対象であり、令和6年10月1日までに退職見込みの方は、顕彰の対象となりません。特に、定年が近づいている方などについては注意してください。本顕彰制度の趣旨に鑑み建設マスター受賞後も引き続き業務に従事される方が対象となります。

なお、現場業務に直接従事している現役の技能者であれば、経営者等の役職につかれていても構いません。

(3) 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

・ 基準日：様式－6の「無事故証明書」作成時点

(基準日までの自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間。1年に満たない端数月は切り捨てることとします。なお、「無事故証明書」の作成後、令和6年10月1日までの期間に自己の責任に関する事故が発生した場合、建設マスター事務局へ報告いただきますようお願いいたします。)

(4) 次のすべての要件を充たす者 (①～⑤全て裏付け資料を添付)

- ①技術・技能が優秀であること
- ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、かつ建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範たりうること

上記の具体的な内容・裏付け資料については、別記2（提出書類作成要領）をご参照ください。

※ 「①技術・技能が優秀であること」に関し、建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価基準が策定されている職種については、レベル3相当以上（シルバー又はゴールドカード保持者、カードを持っていない者にあつてはレベル3又はレベル4を取得できる資格を保有している者）を目安といたします（能力評価基準が策定されていない職種については個別判断（1級技能士等の資格保有を目安））。

欠格事項について

(5) 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象となりません。

・ 推薦に当たっては刑罰等確認書（様式－6）をご提出ください。

刑罰等確認書で対象となる「刑罰」とは、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の刑事処分であり、反則金等の行政処分はこれに含みません。

※反則金：「交通反則告知書」（青キップ）により告知を受け、告知の際、渡された「納付書・領収証書」により金融機関で納付。これに対し、欠格事項となる道路交通法違反の罰金の場合は裁判所からの略式命令等で検察庁で納付。

(6) 既に叙勲、褒賞、国土交通大臣（建設大臣）表彰等を授与された者については、顕彰の対象としません。

## 2. 注意事項

- ・候補者の選定に当たっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行っていただくようお願いいたします。
- ・本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能労働者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えており、選定に当たりましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・本制度の一層の周知を図る観点から、単一の年度においては、同一企業からの候補者は1名を基本とします。
- ・これまでに団体役員（全国レベル）の経験がある者、現在団体役員（全国レベル）である者についても、推薦は差し控えてください。
- ・候補者が他の推薦団体の候補者となっていないか確認をお願いします。

## 3. 提出方法

電子データ（PDF 及び excel ファイル）によりご提出ください。

## 4. 提出期限 令和6年3月8日（金）までにご提出ください。（締切厳守）

## 5. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住地（都道府県名・市区町村名）、職種、所属会社名及び所属会社の本社所在地（都道府県名・市区町村名）を報道発表及び国土交通省 HP で公表いたします。

また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報の一部に加えて顔写真、技能功績の概要は、行政等の広報誌、ホームページ等への掲載、業界紙への提供等をする場合があります。つきましては、推薦団体におかれましてはあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

## 6. 作文の募集について

候補者自身のお子さん等（未成年者に限る）を対象に、「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」というテーマで、以下の要領に基づき作文を募集します。これは、建設技能者を日頃から身近で見ている建設技能者のお子さん等に、建設技能者の仕事について、誇りに思うこと、感じていることを作文にしてもらうことで、建設技能者の仕事の価値を再認識し、建設技能者に対する評価を高めることを目的とするものです。

**作文の応募は任意とし、この作文は被顕彰者選考の判断材料とはしません。**

応募された作文につきましては、国土交通省ホームページに掲載するとともに、顕彰式当日にパンフレット形式で配布します。

### (1) 応募資格

候補者のお子さん・お孫さん・甥御さん・姪御さん（未成年者（令和6年4月1日現在で18歳未満）に限る）

### (2) テーマ

「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」

（候補者の仕事に関する作文であれば、題名は自由です）

例えば、

- ・建設技能者として働く候補者を誇りに思ったこと
- ・家庭で建設技能者という仕事について見聞きして感じたこと
- ・建設技能者という仕事について思っていること、感じていること など

### (3) 文字数

400字詰め原稿用紙1～3枚程度（400字～1,200字程度）

手書きの場合は、鉛筆（HB以上）またはボールペンで記入してください。

電子データで作成しての応募も可能です。その場合、様式7-2に入力したものを送りください。

作文には、本文の前に、題名、氏名（ふりがな）を記入してください。

### (4) 応募点数

1人1編（1人の候補者について複数の応募資格者がいる場合は、複数応募していただいても構いません）

### (5) 応募方法

作文と応募用紙（様式7）を綴り、応募してください。（紙の場合クリップ留め）候補者の推薦書類とあわせて令和6年3月8日（金）までにご提出ください。

(6) その他

応募された作文はお返しできませんので、ご了承ください。

また、応募された作文のうち、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において選定した数点につきましては、顕彰式典当日に紹介させていただくとともに、顕彰制度・被顕彰者の広報活動に利用する場合がありますので、その点をご理解の上ご応募ください。

＜応募先及び照会先＞	国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課内 建設マスター事務局	
	電話	03-5253-8111（代表）
担当	三木	〔内線 24844 E-mail miki-k267@mlit.go.jp〕
	岩舩	〔内線 24814 E-mail iwafune-s8910@mlit.go.jp〕

(別記 2)

## 提出書類作成要領

次の書類を下記提出先まで提出してください。

- (1) 推薦書(様式-1)
  - (2) 令和6年度優秀施工者国土交通大臣顕彰審査表(様式-2)
  - (3) 推薦基準調書(様式-3)
    - ・ 推薦基準調書添付書類一覧(様式3-2)
    - ・ 工事経歴書(様式3-3)
    - ・ 推薦基準調書添付書類  
(資格の証明書、表彰状、作品写真、新聞記事、団体会報等、基準調書の内容を証明するもの)
  - (4) 会社概要調書(様式-4)
  - (5) 組織図(様式-5)
  - (6) 無事故証明書及び刑罰等確認書(様式-6)
  - (7) 本人確認書類(1部)
  - (8) 建設キャリアアップカードの写し(カラーコピー)(保有者)
  - (9) 写真(様式-2に写真データを貼付)  
候補者本人、カラー、上半身、正面、脱帽、正方形の証明写真
  - (10) 推薦書類チェックシート
- 書類は電子データ(PDF及びExcelファイル)で提出してください。
- ・ すべてA4判(台紙に貼る等を行いA4判に収めてください)
  - ・ 様式-1は推薦団体毎につき正1部
  - ・ 様式-2~6、本人確認書類は **1候補者ごとに1つのPDFファイルにまとめたもの。ファイル名は、「団体名 マスター 候補者名(ひらがな表記)」としてください**(例：(一社)建設業団体 マスター けんせつたろう)。
  - ・ 提出方法は、メール送付、大容量ファイル転送サービス(※)、CD-R等により提出してください。
  - ・ **様式-2は必ずExcelファイルも提出してください。**  
※ 大容量ファイル転送サービスを利用する場合は送付前にご連絡ください。事務局よりアップロード用のURLをお送りいたします。(それ以外の大容量ファイル転送サービスでは、国土交通省のセキュリティの都合上、受け取ることができません)

<提出先及び照会先> 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課内  
建設マスター事務局  
電話 03-5253-8111(代表)  
担当 三木 (内線 24844  
E-mail miki-k267@mlit.go.jp )  
岩船 (内線 24814  
E-mail iwafune-s8910@mlit.go.jp )

## 1 推薦書（様式－1）

- ・ 1 推薦団体につき**正 1 部**を作成してください。なお、押印は不要です。  
複数の候補者を推薦する場合には、複数の候補者の氏名をすべて連記してください。

## 2 令和 6 年度優秀施工者国土交通大臣顕彰審査表（様式－2）

(1) 1 候補者につき**正 1 部**を作成してください。

(2) 「0. 推薦団体名」

① 推薦団体名

国土交通省から推薦依頼を受けた推薦者が都道府県知事である場合には当該都道府県名、建設業者団体の代表者である場合には当該団体名、地方整備局長等である場合には、当該地方整備局名等をそれぞれ記入してください。

② 推薦団体担当者

- i. 推薦団体に所属する職員 1 名の氏名を記入してください。
- ii. 電話番号はできるだけ直通番号を記入してください。
- iii. 内容について照会した場合に連絡がとれる E-mail アドレスを記入してください。

(3) 「1. 候補者に関する事項」

① 氏名 候補者の氏名を正確に記入してください。なお、顕彰状の氏名は原則として本人確認書類の字体を楷書体で記載します。

※日常使用している漢字が本人確認書類の字体と異なる場合などは、候補者の希望する漢字で差し支えありませんので、希望する漢字が分かるように該当箇所を赤字でご記入ください。赤字で記入されていない場合は、本人確認書類と異なる字体が記入されている場合でも、本人確認書類の字体を使用いたします。

② 年齢 令和 6 年 1 0 月 1 日時点の満年齢が記入されます。

③ 主たる担当職種

- ・ 別紙「技能職種名称一覧」左側の太枠内の「職種名」の欄から最もよく当てはまるものを 1 つ選び、選択してください。

(注) この職種名は、**建設マスターを将来にわたり区分するもの**となりますので、候補者の所属会社等と十分相談の上、選択してください。

④ 最終学歴

- ・ 職業訓練校又は専門学校等である場合には、当該最終学歴の直前の学歴も併せて記入してください。
- ・ 中退の場合は、直前の学歴も合わせて記入してください。
- ・ 最終学歴が高等学校、職業訓練校、専門学校の場合は学科まで、大学・短期大学の場合は学部・学科まで記入してください。また、同一の学校において 2 つの学科を修了している場合は建設業に関係の深い学科を最終学歴として記入してください。

### ⑤ 職歴

- ・「**在職期間**」とは、在職時期の欄に記入した「自」（始期）から「至」（終期）までの期間であり、現場業務従事期間と、事務・営業等現場業務以外の業務に従事していた期間との合計の期間をいいます。
- ・「現場業務従事期間」とは、在職期間のうち、工事施工期間と、職長等として現場施工管理を行った期間との合計の期間をいいます。
- ・「工事施工期間」とは、現場業務従事期間のうち現場施工管理期間を除き、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事した期間をいいます。
- ・職歴の会社・職名の欄には、会社での職名を単位として記入してください。
- ・現職については令和6年10月1日をもって終期としてください。
- ・在職期間、現場業務従事期間及び工事施工期間は、1ヵ月に満たない端数日は切り捨ててください。

### (4) 「2. 所属会社に関する事項」

※個人事業主の場合、名称欄に屋号等を記載してください。

#### ① 本社所在地

候補者所属会社本社の所在地を記入してください。

#### ② 業種

確定した直近の決算で完成工事高が最も多かった建設業法上の許可業種（29業種のうちの1業種名）を記入してください。

#### ③ 候補者所属部署

- ・部署名：候補者が所属する部署を課名程度（個人事業主以外は必ず記入）
- ・住所、TEL：本社と異なる場合のみ記入してください。

#### ④ 加入団体

候補者の所属する会社が会員となっている建設業者団体をすべて記入してください。

## 3 **推薦基準調書（様式－3）**

(1) 1 候補者につき**正1部**を作成してください。

(2) 様式3の推薦基準1から5 すべてを満たす者を顕彰の対象者としていただきますので、これらの要件を充足していることを具体的、詳細に記入し、記載事項の裏付けとなる資料を添付してください。その際、例えば図面のみを大量に添付するといった過度な資料提出は必要ありませんが、資料がない場合には顕彰の対象外となりますのでご注意ください（ただし、資料がないことについてやむを得ない事情がある場合については別途ご相談ください）。

## ① 技術・技能が優秀であること

- ・候補者の職務内容、役割等を示した上で、その技術・技能の水準、特徴、他の技能者と比較して特に優れていること等を具体的に説明してください。
- ・技術・技能が優秀であることを示す資料として、取得資格・免許、競技大会での入賞歴等を様式3-2の一覧に記入し、対応する各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。
- ・様式3-2の一覧に記載する以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

- (資料例)
- ・登録基幹技能者の講習修了証
  - ・技能検定の合格証書
  - ・技能講習の修了証
  - ・特別教育の修了証  
(能力評価のレベルを確認するのに必要な場合のみ)
  - ・技術検定の合格証書
  - ・技能五輪、技能グランプリ全国大会等技能競技大会における表彰状

**※建設キャリアアップシステム（CCUS）ゴールドカード保持者は、当該ゴールドカード保有の記載をすれば、取得資格・免許の記載及び対応する各種合格証等の添付は不要です。**

(注1) 本顕彰の趣旨にかんがみ、技能が優秀であることを示す資料が1つ以上必要です。技能を証明する資格や技能に関する表彰歴等がなく、かつ、保有資格が技術資格のみの方は対象外となります。

(注2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価基準が策定されている職種については、レベル3相当以上（シルバー又はゴールドカード保持者、カードを持っていない者にあってはレベル3又はレベル4を取得できる資格を保有している者）を顕彰の目安といたします。（能力評価基準が策定されていない職種については個別判断（1級技能士等の資格保有を目安））

## ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていることかつ建設工事に相当の実績があること

### i) 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること

- ・建設機械・設備等の発明・改良
- ・新工法の発案・導入や工法の改善
- ・工期の短縮・工程ロスの削減等工程管理の改善
- ・施工手順や施工方法の提案による作業上の創意工夫
- ・工具の改良等作業上の創意工夫 等

に努めていること、その具体的な内容、効果並びにこれに対する候補者の関与の程度を記入してください。

また、これらを具体的に説明する資料を添付して、資料及び関係資料欄に資料番号を記入してください。その際、専門用語にはできるだけ注釈を入れるようお願いいたします。

- (資料例) ・ 手順書、提案書、図面、写真等で具体的にどこをどのように改良したのかが分かるような説明のあるもの
- ・ 改良工法の社報、団体報等における発表文
  - ・ QCサークル大会での発表資料及び表彰状(個人名)等
  - ・ 新工法開発に関する新聞記事、団体会報記事等

特に、これらの改善が特許、実用新案として登録されている場合や、QCサークル大会で入賞している場合等は、その旨明記し、証明資料を添付してください。

## ii) 建設工事に相当の実績があること

特に大規模な工事、著名な工事、工法等の難度の高い工事、公共性の高い工事等がある場合や、職長会等の実績等について記入してください。

また、様式3-3に、代表的な工事経歴を記入してください。

その際、発注者等から個別工事に対して表彰を受けている場合はその旨備考欄に記載し、表彰状等証明書類を添付してください(個人名の表彰については様式3-2表彰等一覧にも記載)。

また、施工した物件が、国宝、重要文化財等に指定されていることが分かっている場合はその旨を備考欄に記述してください。

## ③後進の指導・育成に努めていること

- ・ 工事現場におけるOJT(職場内訓練)はもちろんのこと、後進の資格取得を指導・支援していること、職業訓練指導員として訓練校等の講師、工業高校の非常勤講師、団体等の講習会等における講師等を積極的に行っていること等候補者が後進の指導・育成に努めていることについて記入してください。
- ・ 様式3-2の「資格・免許等一覧」に指導・育成に関する資格、「指導経験一覧」に講師等の実績、「表彰等一覧」に指導・育成に関する表彰等を記入し、添付書類として関連する各種合格証書、委嘱状、表彰状等の写しに資料番号を付してください。
- ・ 様式3-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

- (資料例) ・ 職業訓練指導員免許証(委託書、委嘱状)
- ・ 技能検定(補佐)員の委嘱状
  - ・ 団体等の指導員証、講師依頼状
  - ・ 指導・育成の功績に対する表彰状(個人名)等
  - ・ 作業手順書
  - ・ OJTの写真(何を行っているのか記載してください。)

## ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること

- ・ 無事故期間(候補者本人の責任に関わる事故を起こしていない期間)を記入してください。

なお、無事故期間は様式-6「無事故証明書」の期間となります。転職した場合等、前に所属していた会社の証明書がとれない場合は、審査上では、無事故証明書で証明されている期間だけを無事故期間として認定しますのでご了承ください。ただし、所属団体の長等の無事故証明があれば、その期間を無事故期間として認定いたします。

- ・ 候補者が安全衛生の向上に貢献されている具体的な内容等を示してください。

- ・様式3-2の「資格・免許等一覧」安全衛生管理に関する資格、「表彰等一覧」に安全衛生に関する表彰等を記入し、各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。
  - ・様式3-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。
- (資料例) ・安全優良職長顕彰受賞(厚生労働省)
- ・職長教育修了証
  - ・安全衛生管理者・推進者等講習修了証
  - ・労働基準協会等からの表彰状(個人名)等
  - ・団体、元請企業、発注者(施主)からの安全に関する表彰状(個人名)

#### ⑤他の建設現場従業者の模範であること

- ・優秀施工者表彰、優良従業員表彰(永年勤続表彰)等の受賞や、若年労働者の確保のための活動等候補者が現場従業者の模範となっていることについて示してください(地域の道路清掃や海岸清掃ボランティアなど直接の業務関連以外も含めます。)。また、建設ジュニアマスター被顕彰者はその旨記入してください。

#### 【推薦根拠・添付資料】

- ・様式3-2の「表彰等一覧」に記載の表彰等のうち、「他の模範」として表彰されているものを記入し、各種表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。
  - ・様式3-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。
- (資料例) ・優秀施工者知事表彰状(個人名)
- ・商工会議所会頭の表彰状(個人名)
  - ・団体等からの優良従業員表彰状等
  - ・永年勤続表彰、模範労働者表彰、優秀施工者表彰
  - ・警察署長の表彰状
  - ・消防協会の表彰状
  - ・交通安全協会の表彰状
  - ・国体実行委員会等の感謝状等
  - ・ボランティア活動の記事や名簿等
  - ・建設ジュニアマスター顕彰状(個人名)

## 4 **会社概要調書(様式-4)**

- (1) 1候補者につき**正1部**を作成してください。(候補者が個人事業者である場合には省略可)
- (2) 営業種目については、建設業法上の許可業種(29業種区分)のうち、直近の決算における完成工事高の多い順に上位3業種まで記入してください。(営業種目の1位は、様式-2の「2. 所属会社に関する事項」の「業種」と同じ業種になります。)
- (3) 法人格の変更、合併又は一部門の別法人化、社名変更等があった場合には、備考欄にその内容を記入してください。

## 5 **組織図（様式－５）**

- 1 候補者につき**正 1 部**を作成してください。（別添記入例参照）
  - i. 候補者が従業員等の場合  
候補者の所属会社について作成してください。  
所属会社における**候補者の所属する位置、部下の人数（部下がない場合は「部下なし」と記入）を必ず明示**してください。
  - ii. 候補者が個人事業者の場合  
取引上最も緊密な元請企業を協力会社として、候補者たる個人事業者との業務上及び施工上の接点を明確に示してください。**候補者の所属する位置、部下の人数（部下がない場合は「部下なし」と記入）を必ず明示**してください。

## 6 **無事故証明書及び刑罰等確認書（様式－６）**

1 候補者につき**正 1 部**を作成してください。なお、押印は不要です。

### ○無事故証明書

- (1) 候補者の所属会社の長等候補者が自己の責任による事故を起こしていないことを把握できる者が証明者となってください。  
候補者が個人事業者の場合は、証明者は、取引上最も緊密な元請会社又は建設業者団体としてください。
- (2) 無事故期間は、証明者が証明できる期間について記入してください。  
候補者が転職等によりこれまでに複数の建設会社に所属したことがある場合は、候補者が現在所属している会社だけでなく、過去に所属していた会社や建設業者団体を証明者とする無事故証明書も合わせて提出しても差し支えありません。

(注) 無事故期間とは、自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間で、無事故証明書の作成時点までの期間とします(無事故証明書の期間)。転職した場合等、前に所属していた会社の証明書がとれない場合は、審査上では、無事故証明書で証明されている期間だけを無事故期間として認定しますのでご了承ください。ただし、所属団体の長等の無事故証明があれば、その期間を無事故期間として認定いたします。

### ○刑罰等確認書

確認者は必ず最終推薦者（都道府県知事、建設業者団体の代表者、地方整備局長等）にしてください。  
刑罰等の有無は推薦者が出来る限りの事実関係を調査し、責任を持って確認してください。  
※道路交通法上の行政処分（青キップの反則金を金融機関で納付した場合等）は刑罰等には含まれません。  
※所定の年数が経過しており、欠格事項には当たらない刑罰等についても、刑罰「有」とし、刑罰等の内容を具体的に記載してください。

## 7 **本人確認書類**

候補者本人の本人確認書類（住民票、運転免許証又はマイナンバーカード（表面）のいずれか）の**コピー1部を添付**してください。住民票の場合、世帯全員を記入したものである必要はありません。

## 8 **写 真**

推薦書類提出6月前までに撮影された写真を貼付してください。